

福祉課 からの お知らせ

各種福祉手当、福祉医療の現況届や 受給者証の更新をお忘れなく！

市では、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、母子・父子家庭等福祉医療費助成を受けている方を対象に、下記日程表の通り、現況届や受給者証の更新を受け付けます。

※現在右記の手当などを受給中で手続きが必要な方には、8月上旬までに案内を送付します。

●手続きに必要なもの

- ▽児童扶養手当、特別児童扶養手当Ⅱ手当証書
- ▽障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当Ⅱ現況（所得状況）届
- ▽母子・父子家庭等福祉医療費助成Ⅱ受給者証
- ※右記のほか、市が指定した添付書類（案内に記載）、印鑑が必要です。現況届など申請用紙は会場で用意します。

受け付け日程表

日 時	8月11日(水)	8月12日(木)	8月13日(金)
	10:00～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:30 17:00～19:00	10:00～12:00 13:00～16:00
会 場	ウエルフェア土岐 (3階大会議室)	文化プラザ (ルナホール)	駄知公民館 (1階会議室)

※上記の日程でご都合の悪い方は、8月16日(月)～31日(火)までに、福祉課へお出掛けください（土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時15分）。

●ご注意ください

手当は所得額（扶養義務者も含む）により減額または支給停止があります。また、施設などに入院しているときは、該当しない場合があります。

平成22年8月分より

父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます

ひとり親家庭の自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには申請（認定請求）が必要です。

※現在、父子家庭福祉医療を受けている方には、8月上旬に申請書を送付します。

●父子家庭の支給要件

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども）

●請求できない方

- ①公的年金などを受給している方
- ②事実上婚姻関係と同様の事情にある方

③児童が日本国内に住所を有しないとき など

●手当の額

▷児童1人の場合＝全部支給41,720円または一部支給41,710円～9,850円

▷児童2人目以上の加算＝2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円

※手当の額は、受給者（ひとり親家庭の父）が監護・養育する子どもの人数や、受給者・扶養義務者の所得により決められます。また、所得制限により受給できない場合があります。

●支給の開始時期

▷平成22年8月1日以前に支給要件を満たす方
11月30日までに申請すると「8月分」から支給されます。

▷平成22年8月1日以降に支給要件を満たした方
11月30日までに申請すると「支給要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

※いずれの場合も、申請が11月30日を過ぎると「申請の翌月分」からの支給となります。

●申請に必要なもの

戸籍謄本などのほか、請求者の事情により必要書類が異なりますので、福祉課で確認をしてください。

問い合わせ 福祉課障害・給付係（内線154・155）